

8-6-6 CPD監査専門委員会

1. 主な活動の記録

(1) CPD 監査専門委員会の開催

委員会開催回数：9 回

(2) 主な活動内容

当委員会は、CPD 制度の運用が適正であるかを判断するため監査を実施した。また、監査結果を踏まえ、CPD 制度の改善を目的として解説書等の改定提案を実施している。

2. 監査の実施

(1) 監査員による監査

監査は「CPD 監査マニュアル（第 5 版（令和 7 年 6 月 1 日））」に基づき、CPD 会員から無作為に 200 名分の記録を抽出して実施した。令和 7 年度は、令和 6 年度登録記録（総記録数 4,967 件/200 名分）を対象とし、監査員は記録を精査した。不適切な記録について「削除相当」「修正相当」「助言相当」の 3 区分により判定し、理由を付して CPD 監査システムに整理した。

(2) CPD 監査専門委員会による照査・とりまとめ

CPD 監査専門委員会は、監査員による指摘内容を照査し、「削除相当」「修正相当」「助言相当」の判定の適否について審議したうえで、監査報告をとりまとめた。

3. 監査結果

(1) CPD 記録の状況

a) 教育分野の傾向

教育分野別の傾向は図-1 に示すとおりであり、前年同様であった。

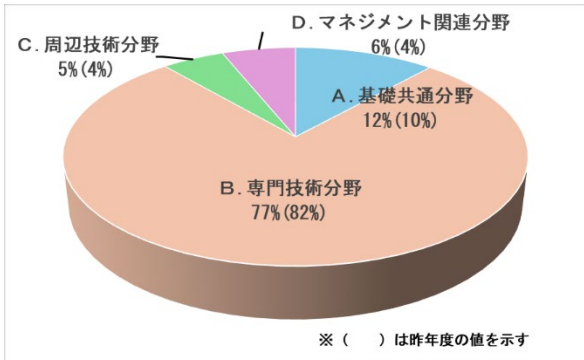


図-1 教育分野別傾向

b) 教育形態別傾向

教育形態別の傾向も、図-2 に示すとおり前年度と同様であった。

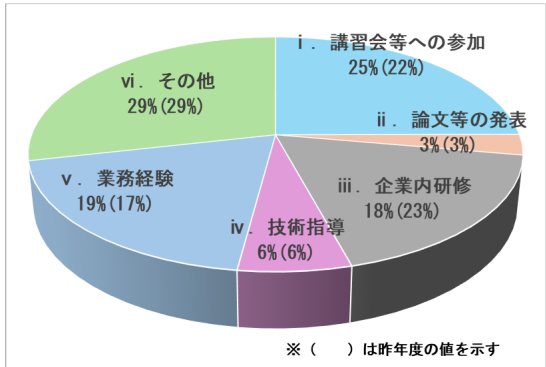


図-2 教育形態別傾向

(2) 監査結果

監査結果の近年の傾向を表-1 に示す。

表-1 総合判定状況

判定	R5年度	R6年度	R7年度
削除相当	1.1%	0.9%	0.4%
修正相当	1.8%	1.8%	1.1%
助言相当	3.4%	6.1%	1.3%

「削除相当」「修正相当」「助言相当」の指摘比率は合計 2.8%であった。CPD 単位に影響する「削除相当」「修正相当」は僅かに見られたものの、CPD の登録は概ね適正であり、CPD 制度は適切に運用されていると判断する。

4. 次年度の活動について

主たる活動である監査と CPD 制度の改善提案を継続する。

また、令和 9 年度に実施される CPD 制度の改定を円滑に移行させるため、令和 8 年度は解説書と CPD システムの改定作業を実施する。具体的には、解説書では CPD ガイドラインの教育形態の意図や、共通的な指摘事項の指摘・解説を中心とした構成に再編し、CPD システムの入力に関する個別の注意事項については、各入力項目の補足コメントに反映することで注意喚起を図る。

(CPD 監査専門委員会委員長 新徳 孝行)